

## 公立大学法人横浜市立大学規程第41号

### 公立大学法人横浜市立大学交換留学生規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、学長が本学と外国の大学との協定（以下「協定」という。）に基づいて本学に入学を許可した留学生（以下「交換留学生」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

#### (所属)

第2条 交換留学生は学部または大学院研究科のいずれか一つに所属するものとする。

2 大学院研究科に所属する交換留学生には、この規程に定めるもののほか、横浜市立大学大学院学則第28条（特別聴講学生）または同31条（特別研究学生）を適用する。

#### (聴講学科目と単位認定)

第3条 交換留学生から、所属する学部または大学院研究科以外の開講学科科目聴講の願い出があった場合は、可能なかぎりこれを許可する。ただし、聴講の適否を判定するために当該学科科目担当教員は本人に面接または筆記試験を課すことができる。

2 交換留学生は、聴講した学科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験に合格した者が願い出た場合は、学長は成績証明書を与える。

#### (在学期間)

第4条 交換留学生の在学期間は1年以内とする。ただし、本人から当該大学の承認を得て在学期間延長の願い出があった場合は、1年を超えない範囲内で引き続き在学を許可することができる。

#### (学費の免除)

第5条 協定に基づいて、交換留学生からは入学金、授業料、聴講料および研究料を徴収しない。

#### (雑即)

第6条 交換留学生には、この規程に定めるもののほか、学則、その他本学の学生に関する規定を準用する。

#### (細則)

第7条 学部長または研究科長は、代議員会の議を経て、交換留学生に関する細則を決めることができる。

## 附 則

#### (施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。